

香芝市訓令乙第2号

各 部 課
各出先機関

香芝市地理情報システム活用推進会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年1月23日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市地理情報システム活用推進会議設置要綱の一部を改正する要綱
香芝市地理情報システム活用推進会議設置要綱（令和6年訓令乙第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
(組織) 第3条 GIS推進会議は、都市創造部長、 <u>市長公室長</u> 、危機管理監、 総務部長その他市長が指定する職にある者をもって組織する。 (庶務) 第7条 GIS推進会議の庶務は、 <u>市長公室総合政策課</u> 、 <u>総務部総務 情報課及び都市創造部都市政策交通課</u> の協力を得て、都市創造部 都市計画課において処理する。	(組織) 第3条 GIS推進会議は、都市創造部長、 <u>企画部長</u> 、危機管理監、総 務部長その他市長が指定する職にある者をもって組織する。 (庶務) 第7条 GIS推進会議の庶務は、 <u>企画部企画政策課及びICT推進課並 びに生活安全部生活安全課</u> の協力を得て、都市創造部都市計画課 において処理する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。